

趣意書

本書の題名（仮）：港湾における水際対策

サブタイトル（仮）：－検疫・植物防疫・動物検疫－

本叢書の主旨：

港湾における水際対策を担う法律には2様あります。

ひとつは、基本的なものとして、人を対象とする「出入国管理及び難民認定法」と、物の輸出入を対象とする「外国為替及び外国貿易法」「輸出入取引法」「関税法」です。港湾の場合は物流量のほうが圧倒的に大きいので、後者が重要になりますが、輸出入を規制する「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出入取引法」については、貿易実務を扱う別な巻で取り上げる予定です。また、「関税法」については、これも「関税・税関」という別巻で主題的に取り上げることになります。ただし、関税法の関係では、「9. 11」以降のテロ対策や、トランプ・アメリカ合衆国大統領の最近の政策を別にすれば関税の低率化など、規制色が薄められる動きが進んで来ましたし、また NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）導入後の港湾関係手続や民間営業システムとの連携でも規制の緩和色が濃くなるなど、水際対策法と一面的に言うことができなくなっています。

もうひとつの法律群は「検疫法」「植物防疫法」「家畜伝染病予防法」です。これは上記の基本的な法律の枠内で、特別な配慮が必要な事項について諸規定を設けたというものでしょう。港湾の場合は人流が大きくなないので「外国為替及び外国貿易法」はさほど重視する必要がないと前記しましたが、2020年2月に横浜港で発生した客船「ダイヤモンド・プリンセス」での新型コロナウイルスの集団感染は、1船で乗客・乗員3,711人、うち712人が感染（死亡14人）と重大な事態を引き起こし、検疫の在り方について深刻な問題を提起しました。また、現在日本政府では、これまでになく農産物や水産物、食肉等の畜産物の輸出に力をいれており、その拡大に期待が寄せられています。これらの法律をみると、従来は量が少ない、あるいは輸入が多い状態を前提とした一国安全主義で組み立てられていたように思いますが、今や時代は「人、物の大量、迅速、相互、広域の移動」の世界に変わり、それ故に一国でなく「国際的な（世界共通の）危機管理」が求められるようになっています。

本巻では、このもうひとつの法律群について、現状と課題を掘り下げたいと考えています。

【エントリー期限】

2025年6月30日まで、随時受け付けます。尚、ご投稿いただいても採用されない場合がある事をお含みおきください。この機に、ご入会頂きご寄稿頂けます事もお待ち申し上げております。

【エントリー及びお問合せ先】

日本港湾経済学会副会長 尾之上さくら

〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1

関東学院大学理工学部理工学科

お問い合わせページから または直接ご連絡下さい。